

# 19世紀オルデンプルクにおけるコロニー建設

藤田 幸一郎

## 1. 農地開発の二形態

19世紀における西北ドイツの農地開発は、主に二つの形態でおこなわれた。一つは共有地分割にともなう未墾地の開墾と入植、もう一つは「コロニー」と呼ばれる新開拓村の計画的建設である。すでに別稿であきらかにしたとおり、<sup>(1)</sup>共有地分割による農地開発はオルデンプルクでは1806年の共有地分割令、1820年の泥炭地のマルク裁判官規則によって本格的に着手され、原則として共有地またはマルクの1/3が国有地として留保され、ここに多数の入植民が土地を得て、開拓活動を進めた。19世紀前半期の農地開発は、共有地分割と並行して進んだといつてよい。だが19世紀後半、とくに1870年代に共有地分割はほぼ完了し、農地開発も新しい形態へと移行していった。19世紀半ばから運河とコロニーの建設が着手され、とくに1870年代から共有地分割にかわってコロニー建設が農地開発の主要形態をなすにいたる。小論ではこのコロニー建設に焦点をあて、その性格を明らかにしたい。

コロニー建設を具体的に考察するに先立って、19世紀初期以来、共有地分割あるいはコロニー建設によってそれぞれどの程度の農地開発がおこなわれたのかを確認しておこう。オルデンプルク全体について得られる資

料は1861年以降の土地利用統計のみであり、それによれば1861年から1910年までに未墾地は国土の46.6%から31.5%へ減少し、農地は47.4%から55.4%へ増加した<sup>(2)</sup>。しかし、19世紀前半についてはまとまった史料が残されていないため、従来の研究は、もっぱら19世紀後半以降のコロニー建設のみに関心を向け、19世紀前半の共有地分割にともなう農地開発をほとんど無視してきたといってもよい。そうした状況において、1806年の共有地分割以降どれほどの開墾・入植がおこなわれたかを知る手がかりを与えてくれるのは、「19世紀の入植一覧表」と題する調査結果である<sup>(3)</sup>。これは、政府が各地域の行政区庁からの報告をまとめた未公表統計であり、その内容はさほど厳密とはおもえないものの、史料の乏しい19世紀前半の農地開発規模を知る手段としては貴重である。それによれば、表1に見られるように、1801-48年の開墾・入植活動の大半は既存村落の周辺における個人的な開拓によっておこなわれた。これ以外にも、小規模な個人入植地は多数存在したとおもわれるが、表1ではとくにミュンスター高燥地のクロッペンブルクにおける開墾・入植件数の多さが目をひく。ほとんどの集落は10世帯未満の小集落であり、人口希薄な湿原・ハイデにおける集落の拡大または成立を示唆するものといえよう。これに対してコロニーは、個々の規模こそ大きいのが、全体で14が建設されたにすぎず、19世紀前半の入植地の主要形態ではなかったといってもよい。

ここに示された入植地の多くは、個人的開拓地であれ、集団的開拓地としてのコロニーであれ、基本的に未墾の旧共有地またはマルクに属していた。共有地とマルクの開拓規模については辛うじて1860年代前半の官庁史料<sup>(4)</sup>だけが残されており、表2に1860年代の6年間の開拓件数と面積が示されている。この表2はやや複雑なので、用語について説明を要する。

#### 1) 「私有地に転換された国有地部分」

主として共有地分割の際に国家に帰属した土地のうち、民間に売却さ

れ私有地となった土地である。そのうち「コロニー」とは国家によって計画的に設置され、集団的に入植がおこなわれた新開拓村のことである。

2) 「入植地」

新規開拓希望者に個別に分譲された土地。

3) 「開墾地」

既存の農民・小屋住みの農地面積拡大のために、個別に分譲された土地を意味する。

4) 「森林」

民間人が植林等によって私有林に転換した土地を意味する。

5) 「共有地部分の分離利用」

共有地のうち個人の蕎麦栽培や放牧のために共有地から切り離されて、特別に利用された土地のことである。

私有地に転換された土地のなかで最も多いのは「森林」であるが、国有地部分から私有地に転換された土地のうち最大面積を占めるのは「開墾地」であり、次いで「入植地」が多く、「コロニー」面積は最も少ない。他方、共有部分では共有地分割が実施された共有地（A）で、多くの土地が「分離利用」に提供され、分割後も共有地として保留された土地で個人による利用がおこなわれたことがここから読みとれる。表2全体から、1860年代まではハイデと湿原の開発は既存農民や小屋住みによる林地造成、農地開墾を主とし、次いで新規入植民による開拓もおこなわれたが、国家によるコロニー建設はあまり重要な役割をはたさなかったといえよう。コロニー建設が農地開発の主要形態となるのは、1870年代以降のことである。

表1 「1801-48年の入植一覧表」

1) 1801-48年の個別入植地				
行政区	集落	入植当時の世帯	1848年の人口	
フリーゾイテ Friesoythe	Heetberg	3	25	
	Thüle	8		
	Altenoythe	20		
	Eggeshausen	2		
	Campe	2		
	Bösel-Osterloh	17		
	Markhausen	5		
	Harkebrügge Strücklingen	5 8		
オルデンブルク Oldenburg	Wehnerfeld	7-8	30	
	Wüstring		120	
	Neuenwege		20	
	Lehmdermoor			
	Hollen			70
	Hassel			40
Lehe	40			
エルスフレート Elsfleth	Neuenkoop	14		
	Neuenhutorfer	若干		
	Köterende	若干		
	Buttel	若干		
デルメンホルスト Delmenhorst	Bäcke	3		
	Neumoorhausen			150
	Neuenlande			150
	Annenheide			?
ファレル Varel	Hölriefeld		50	
	Moorwinkelsdamm		40	
	Grabstedefeld		30	
	Asterderfeld		20	
	Neuenburger Feld		50	
	Schweinebrückrfeld		30	
	Ruttlerfeld		50	
Bohlenbergerfeld	130			
ヴェスターシュテーデ Westerstede	Jeddeloher Moor	30		
	Apen			235
	Lokel			106
	Godesfeld			106
	Nordlohe			140
	Westerstedefeld			69

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

行政区	集落	入植当時の世帯	1848年の人口
ヴェスターシュテーデ Westerstede	Seggernerfeld		20
	Eggeloherfeld		53
ヴィルデスハウゼン Wildeshausen	Hengtlagermoor	9	41
	Kölerbruch	13	60
	Haaster Feld	17	96
	Bissel	24	138
クロッペンブルク Cloppenburg	Steinriede	13	65
	Beim Hessfelde	10	50
	Am Emstecker Weg	4	50
	Warmstätter Mark	4	20
	Hemmelter Anbauer	8	40
	Cloppenburg	4	
	Crapendorf	20	
	Levelten	18	
	Lüsche	5	
	Warnstädt	5	
	Stapelfeld	5	
	Kneheim	4	
	Vochnen	3	
	Schwertheim	2	
	Bethen	3	
	Varrlbusch	2	
	Garrel	12	
	Stallforden	2	
	Ensteck	7	
	Harte	2	
	Krantum	1	
	Hahlen-Holtuenghausen	4	
	Bühnen	2	
	Cappeln	4	
	Bokel	5	
	Elsten	3	
	Molbergen	8	
	Ermke	25	
	Dvergte	2	
	Jeheim	6	
	Grönheim	4	
	Wiek Löningen	1	
	Brünner Viertel	4	
Essen	4		
Bevern	22		

行政区	集落	入植当時の世帯	1848年の人口
クロッペンブルク Cloppenburg	Herbergen	2	
	Bertmannsholte	3	
	Lastrup	2	
	Hamel	2	
	Raschharden	3	
	Fimnerloge	4	
	Matzum	1	
	Suhle	3	
	Hemmlete	6	
	Lindern	6	
	Hing	5	
	Harren	4	
	Lienertuen	7	
フェヒタ Vechta	Vor dem Moor	4	20
	Mühler Muesch	7	35
	Vor dem Moor	5	25
	Vor dem Moor	4	20
	Hausstätt	4	20
	Am Erdbrande	3	
	Osterfeine	2	
	Sierhausen	1	
	Boettinhausen	1	
	Neuenkirchen	6	
	Nellinghof	4	
	Bieste	2	
	Grappenhausen	2	
	Fladderkohausen	2	
	Steinfeld	1	
	Harpendorf	1	
	Mühlen	2	
	Holthausen	2	
	Lohne	1	
	Nordlohne	2	
	Ehnendorf	1	
	Bokern	5	
	Carum	3	
Schledehausen	1		
Büschel	2		
Vestrup	1		
Hausstatt	2		
Langfoerden	2		

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

行政区	集落	入植当時の世帯	1848年の人口
フェヒタ Vechta	Colvesloge	4	
	Spreda	2	
	Keindrup	2	
	Holtrup	2	
	Visbeck	6	
	Norddoellen	2	
	Westendoellen	3	
	Ahstrup ?	2	
	Hackstädt	1	
	Bonnechtes?	1	
	Hogenbogen	2	
	Rechterfeld	3	
	Halter	2	
	Endel	2	
	Goldenstedt	12	
	Ambergen ?	8	
	Gastrup ?	3	
Varnesch	1		
Laer	1		
Ellenstädt	6		
Einen	2		

2) 1801-48年の新設コロニー				
行政区 <sup>1</sup>	コロニー	入植当時の世帯数	1848年の人口	建設年度
フリーゼン	Augstendorf		111	1820
	Neuscharrel		427	1821/22
オルデンブルク	Ofener Feld		136	
	Foeebbeaecke ?		610	
	Neusuedende		400	
	Kelfshausen ?		370	
	Wapelsdorf		220	
	Sehetecht ?		510	
	Rönnelmoor		490	
エルスフレート	Heckeler Moor		207	
デルメンホルスト	Adelhaide		200	
クロッペンブルク	Peterfeld		55	
	Beverbruch		152	1830
	Augustenfeld	46	207	1827

資料・Niedersächsisches Staatsarchiv Oldenburg Best. 136-16371

表2 私有地に転換された共有地とマルク

年度		国 有 地 部 分								共有地部分 の分離利用	
		コロニー 件数 面積		入植地 件数 面積		開墾地 件数 面積		森 林 件数 面積		件数	面積
1860	A			23	96	58	151	1437	3833	1366	3590
	B	10	117	59	434	283	674	347	3972	1	0.5
1861	A			55	161	166	186	1493	2746	1272	2397
	B			29	290	219	563	250	859	2	5
1862	A			40	127	330	424	1362	2950	992	2398
	B	58	574	23	194	284	530	365	1230		
1863	A			12	44	115	187	688	2024	561	1793
	B	16	96	18	126	176	365	210	588		
1864	A			1	0.2	122	714	253	907	1	9
	B	16	119	9	79	172	380	199	536	120	193
1865	A			54	133	414	527	2986	8998	2518	8338
	B	35	273	43	215	476	476	377	965		
計	A	0	0	185	561	1147	2189	8219	21458	6710	18525
	B	135	1179	181	1338	1668	2988	1748	8150	123	198.5
総計	A+B	135	1179	366	1899	2815	5177	9967	29608	6833	18723.5

A=共有地分割にともない分割された共有地とマルク

B=未分割の共有地とマルク

面積単位=ユック (=約 1/2 ha)

資料：Niedersächsisches Staatsarchiv Oldenburg Best. 70-7356

## 2. オストフリースラントのコロニー建設

オルデンプルクで農地面積が最も増加したのは19世紀後半のことであり、この時期の開発に大きな役割をはたしたのは、政府による運河とコロニーの建設である。これはオランダからオストフリースラント経由で西北ドイツへ導入された開発方式であり、オルデンプルクはオストフリースラ

ントから多くを学んだ。したがって、19世紀後半のオルデンブルクの農地開発を検討するに先だって、西北ドイツ農地開発において模範的役割をはたしたオストフリースラントのコロニー建設をみておく必要がある。

湿原における大規模農地開発のために必要とされる排水技術は、すでに16世紀のオランダ、とくに東部のフロニンゲン地方で運河建設による高層湿原開発法として確立されていた<sup>(5)</sup>。この運河建設には二つの利点があった。一つは泥炭採掘であり、運河建設に際して得られる泥炭を家庭用および工業用燃料として販売することによって利益をあげることができた。森林に乏しいオランダでは、燃料として木材を利用することは容易ではなく、泥炭が燃料として多く用いられたからである。第二に、運河建設によって湿原の排水と土壌改良が可能となった。湿原は強い酸性土壌であるため、通常の農作物栽培に利用することは困難だったが、運河を掘り下げて砂地の底土に達すると、この砂を兩岸の湿原の表土に均等に混ぜ合わせたうえで、堆肥などを施肥することによって耕地を造成し、ここにライ麦、じゃがいもを栽培したり、牧草地として利用することができたのである。

だが、こうした運河建設による湿原開発は多額の資本を必要としたため、西北ドイツの小領邦には過大な財政負担とならざるをえなかった。西北ドイツで最も早くからオランダ式開発法を導入したのはオストフリースラントであったが、ここでも政府みずから運河建設をおこなったわけではなく、富裕なオランダ商人や都市エムデン Emden の市民らによって創立された民間企業が最初にこの事業を手がけた。1630年代にはじめてエムデン市に運河会社が創立され、この会社が運河の建設と管理、泥炭採掘、運河周辺の土地分譲をおこなった。運河会社は国家や村落共同体から湿原の借地権を得て、これを小区画に分け、入植希望者に分譲した。入植者は「沼沢民」Fehntjer と呼ばれ、湿原の又借り借地権を運河会社から購入し、年賦でこれを支払い、泥炭採掘をおこなうとともに、農地開発もおこなっ

た。その多くは泥炭採掘にやって来た日雇い労働者の出身で、一定の金額が貯まると、泥炭地を借りて「沼沢民」になったという。運河建設の際に募集された「沼沢民」の新しい集落は、一般に「沼沢コロニー」Fehnkolonie と呼ばれる<sup>(6)</sup>。

こうしてオストフリースラントでは、領邦国家の援助なしに運河建設と沼沢コロニーの建設が民間人の手で進められた。フーゲンベルクによれば、1816年には沼沢コロニーの人口は9,120人、1848年には10,653人となった<sup>(7)</sup>。また政府の公式統計では、1869年の沼沢入植者数は2,974人、人口は14,931人、開拓された土地面積は32,534モルゲンに達した<sup>(8)</sup>。ただし、「沼沢民」1世帯あたりの平均土地面積は11モルゲンと小さく、零細農が多数を占めていたとおもわれる。

こうした「沼沢コロニー」のほかに、オストフリースラントにはもう一つのタイプのコロニー建設の方法が発達した。それは、運河建設をとまわらない焼き畑農法による湿原利用法であり、溝を掘って排水をおこない、湿原の表土を鍬で掘り返したうえで、翌年5月に湿原の野焼きをおこない、焼け跡に残った灰を利用して蕎麦を栽培する方法だった。この開発方式は運河を建設しなくてもすむため、「沼沢コロニー」と比べて安い費用でコロニーを創設することができた。こうした開拓村は、一般に「湿原コロニー」Moorkolonie と呼ばれる。湿原コロニーを積極的に推進したのは、プロイセン政府である。1744年領邦君主チルクセナ家 Cirkseña が断絶したことにより、プロイセンがオストフリースラントを統治することになり、フリードリヒ大王は東エルベのヴァイクセル川流域の開発とともに、オストフリースラントのエムス川流域の湿原開発を重視し、1765年には開墾勅令 Urbarmachungsedikt を定めた。この法令では、未墾ハイデが領邦君主の土地とみなされただけでなく、湿原についても、完全農民がその「屋敷延長権」<sup>(9)</sup>により泥炭採掘権を有していた土地4ディエマート Die-

### 19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

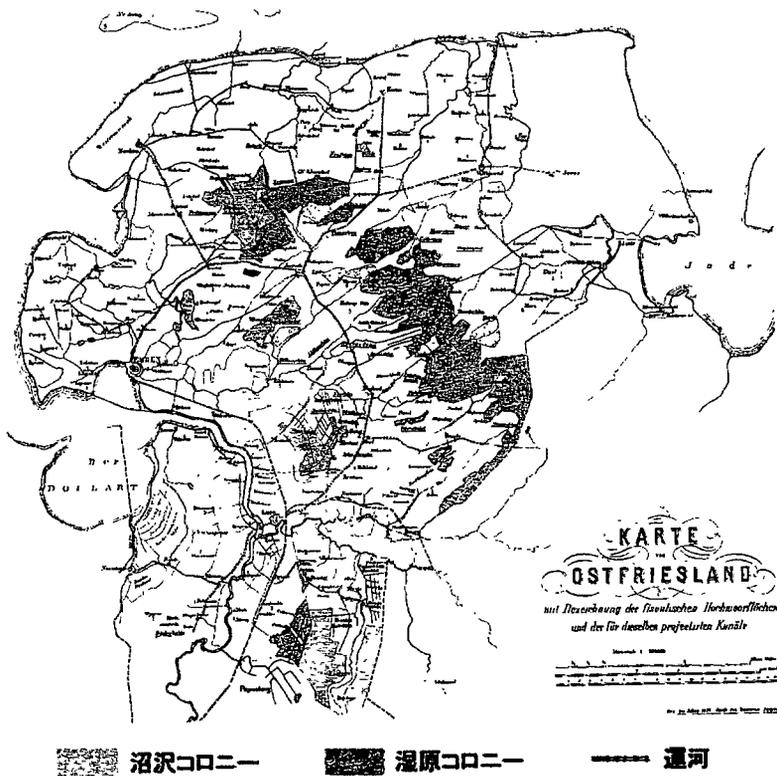
mathを除き、未墾の湿原はすべて領邦君主に帰属すると宣言された。湿原コロニーにおける農地開発は、入植民が個別におこなう開拓と基本的に同じであり、湿原コロニーの場合は領邦政府が一定規模の土地をまとめて大規模開発地として用意するのに対して、個別入植の場合には開拓希望者が個別に土地を購入して開拓する点だけが異なっていたにすぎない。オストフリースラントでは湿原に対して「屋敷延長権」をもつ農民の強い抵抗があったものの、プロイセンの強力な指導のもとで集団的な湿原コロニーへの入植が推進され、入植民の数は1869年までに4,064人、その家族も含めた総人口は21,771人に達し、先行の沼沢コロニーの規模をはるかに凌ぐほどに成長した<sup>(10)</sup>。

こうしてオストフリースラントに成立した二種類のコロニーの分布状況を示したものが、図1である。同じような湿原コロニー建設の事例は、18世紀にミュンスター司教領に属していたエムス川流域でも見られた。オランダに国境を接するブルタング湿原 Bourtanger Moorでは、1760年代から入植活動が開始され、図1のオストフリースラントの南に隣接する地域に多数のコロニーが建設されたことで知られる<sup>(11)</sup>。

### 3. アウグストフェーン運河とフンテ・エムス運河の建設

こうして、湿原開発で先行するオストフリースラントには「沼沢コロニー」と「湿原コロニー」という二つのタイプのコロニーが並存していたが、オルデンブルクには19世紀半ばまでコロニーはほとんど存在せず、存在していたわずかなコロニーもすべて湿原コロニーのタイプに属し、沼沢コロニーは皆無といってもよい状況にあった<sup>(12)</sup>。政府は共有地分割による入植・開墾には積極的であったものの、運河とコロニー建設による大規模な開発には多額の費用がかかるため、あまり積極的ではなかった。

図1 オストフリースラントのコロニー (1869年)



資料: Bericht der von der Königl. Staats-Regierung berufenen Commission zur Berathung der Zustände in den Moorkolonien Ostfrieslands, Aurich 1871. Staatsarchiv Oldenburg 201-79

## 19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

オルデンブルク最初のコロニーは、おそらく湿原コロニー・タイプのアウグステンドルフ Augustendorf ではなかったかとおもわれる。これに続いて湿原コロニーが幾つか建設されたが（表 1-(2) を参照）、大規模開発をおこなうにはやはり運河建設が必要であった。最初に運河が建設されたのは 1841 年のことであり、1850 年代にはこの運河に沿って沼沢コロニーがつくられ、領邦君主の名にちなんでアウグストフェーン Augustfeh<sup>(13)</sup> と名付けられた。アウグストフェーンでは 1850 年以降に入植が開始され、入植者に対して「土地割り当て証書」が政府によって発行された。これは「コロナート」Kolonat と呼ばれる入植地区画についての土地売買契約書であり、その後のコロニー建設と入植の原型をなしたという点で重要なので、その基本部分だけを引用しておこう。

「オルデンブルク大公国政府は、某に対してアウグストフェーンのコロナート番号 N、すなわちポッケル湿原のコロニーにわりあてられた一定面積のうち、アウグストフェーンの地図に記載された X ユック、幅 Y フス、長さ Z フスの土地を、開墾と入植のために次のような条件で認めたことを証明する。

§ 1. 上記の某は、割り当てられたコロナートを不分割所有地としてうけとり、政府の事前承認なしに売却してはならず、これに反した場合にはその権利は無効となる。

いかなるコロナートにも、土地割り当て後 8 年間以内に正規の家を建築しなければならない。この条件がみたされない場合、コロナートは国家に帰属し、コロナートの補償あるいはそれに要した費用を要求することはできない。

土地割り当て後 8 年間以内のコロナートの任意の売却は、政府の許可を要する。そうした売却が承認なしにおこなわれた場合には、コロナートは上記の規定のように、国家に帰属する。

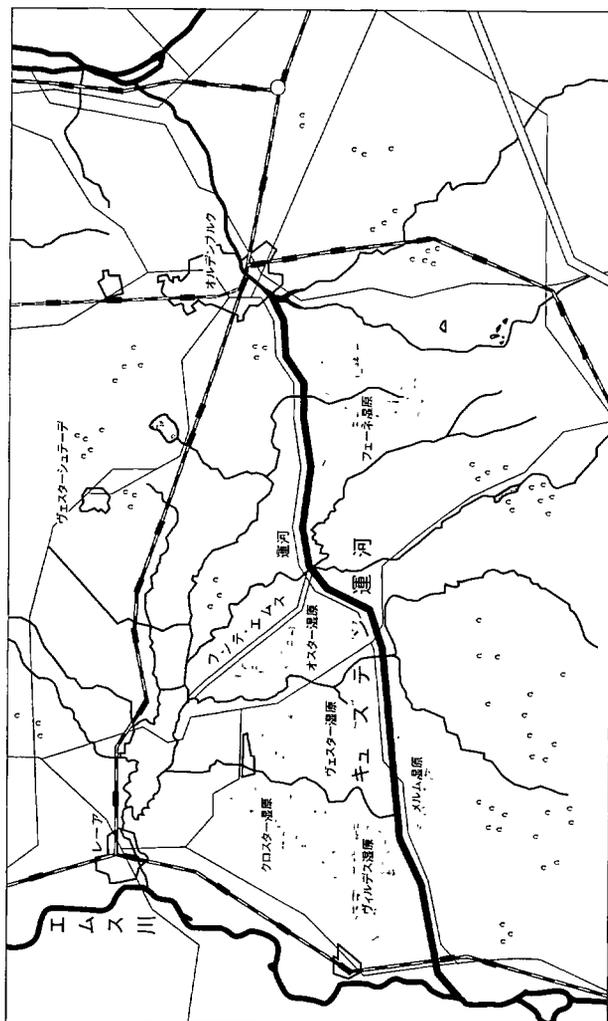
- § 2. 建物は道路から 20 フス以上、すなわち運河の中央から 90 フス以上の距離に、運河と平行に、コロニー監督官の指示のもとで建てなければならない。
- § 3. 土地割り当ての初年度に入植者はそのコロナートに幅 3 フス、深さ 2.5 フスの溝を掘り、溝の中央を境界線としなければならない。  
……以下省略<sup>(14)</sup>」

こうした契約にもとづいて、1850 年代に 53 人の入植民が 147 ha の土地を購入して入植した。その場合、政府は入植民に対して分譲地の「不分割」を義務づけることによって、農業経営としての存続をはかろうとした。だが、一人あたりの平均土地面積は 2.8 ha と非常に小規模であり、運河自体も全長 1,200 m にすぎず、大規模開発にはほどおおい小運河にすぎなかった。<sup>(15)</sup>

大運河建設の機運は政府ではなく、オルデンブルク市の都市商工業者のなかで生まれたといわれる。1840 年からオルデンブルク商工協会において商業拡大を目的とする運河建設が提唱され、1846 年には運河建設のための募金活動がおこなわれ、600 ターラーが運河建設の調査費にあてられた。<sup>(16)</sup> 1847 年には同協会のシュタルクロフ Ludwig Straklof がオストフリースラントの沼沢コロニーを視察し、政府も運河建設による商業振興と湿原開発の意義を認め、1855 年にフンテ・エムス運河 Hunte-Ems-Kanal の建設が開始され、<sup>(17)</sup> 1893 年までに建設費 152 万マルクを投じて、オルデンブルク市を流れるフンテ川からオストフリースラントのエムス河畔の都市レーア Leer にいたる全長 42 km の運河がひとまず完成した。<sup>(18)</sup> この運河はその後もひき続き拡大され、1920 年代にはエムス河上流のデルペン Dörpen に向けての進路変更工事がおこなわれ、それ以後、図 2 のフンテ・エムス運河の一部はエリザベートフェーン運河と呼ばれ、オルデンブルク・デル

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

図2 フンテ・エムス運河とキュステン運河



資料: Ulrike Isensee, Der Küstenkanal, Oldenburg 1979

ペン間の主運河はキュステン運河 Küstenkanal と呼ばれるようになり、今日にいたっている。

当初フンテ・エムス運河建設を推進した商工協会は、首都オルデンプルク市とエムス川をつなぐ商業路の確保を期待していたが、1860年代にヴェーザー川とエムス川をつなぐブレーメン・オルデンプルク・アーペン間の鉄道が建設され、運河の主要な役割はむしろオルデンプルク高燥地帯の泥炭採掘、農地開発に移行していった。<sup>(19)</sup>

#### 4. 沼沢コロニーの建設

1855年のフンテ・エムス運河の着工は、オルデンプルクの農地開発史上1806年の共有地分割令に次ぐ第二の画期として重要な意義をもっていた。政府はコロニー建設の制度的基盤を整備すべく、1859年には「開墾および入植地の割り当てにかんする規則<sup>(20)</sup>」を制定した。この規則は三部からなり、第一部は「開墾および入植地の割り当てと世襲地代の査定にかんする規定」、第二部は「泥炭湿原の譲渡とその泥炭採掘料金の査定にかんする規定」、第三部は「蕎麦等の過渡的農作物栽培のための湿原の譲渡およびその利用料金にかんする規定」であった。第一の開墾および入植地についての規定の第一条は、「国家が自由に処分しうる未墾地、とくに共有地の余剰とマルクの三分の一はできるだけ早期に一般的目的に利用し、とくにあまり資産のない者に保有地を与えるために利用されるべきである。」と定めた。これにもとづき、国有未墾地の多くは「開墾地」または「入植地」として分譲されることになった。すでに共有地分割にかんする拙稿で述べたように、1840年代には「開墾地」と「入植地」にかんする政府の定義がおこなわれ、「開墾地」とは既存農家とその農地面積の拡大のために取得する土地であり、「入植地」とは新規の開拓民が取得する土地と定

義されていたが、国有地への入植にかんする規定が法令として一般に公布されたわけではなく、1859年にはじめて全邦に妥当する詳細な入植規則が定められた。つまり、共有地分割に際しておこなわれた国有地への入植は政府の農業政策の中心には置かれず、むしろ共有地分割の副産物の地位にとどまっていたが、1859年の規則ではじめて入植が国家の基本政策として掲げられたのである。

19世紀後半のコロニー建設は、この規則に定められた基本原則にしたがっておこなわれたが、実際には19世紀前半の共有地分割のなかで実施された入植地の分譲方式を踏襲し、大きな転換があったわけではない。

「開墾および入植地にかんする規則」のうち重要な点を列挙すれば、

§ 4. 「入植地を求める者は、独立定住の能力があり、人格および貨幣その他の資産の点で入植経営の創設を適切におこない、とくに住宅を建築することができ、その土地を適時に開墾して暮らせることができることを示すに足る証明書を提出しなければならない。」

§ 8. 「入植地として割り当てられる土地区画は不可分の農地をなし、政府の承認なしにこれを売却してはならない。住宅建築がおこなわれ、これに属するすべての土地区画が開墾されるまでは、政府の承認なしに入植農地全体の勝手な売却がおこなわれた場合、没収される。」

§ 12. カノン（世襲地代）にかんする規定

A. 砂地と粘土地…… 5等級に分類された土壌の質によって1ユックあたり2.5-15 グローテンが賦課される

B. 湿原 …… 3等級に分類された土壌の質によって1ユックあたり5-10 グローテンが賦課される

§ 13. 「入植地は一般に10年間、開墾地は一般に3年間カノンを免除される。……」

こうした一般原則にしたがってコロニーの建設とそこへの入植がおこなわれたが、その実態をとらえようとする場合、各コロニーについての官庁資料はかならずしも包括的ではなく、かなり断片的な情報しか伝えてくれない。また、オルデンブルクのコロニーについてこれまで存在する研究も、<sup>(21)</sup>個別地域の枠を越えたものではない。そのためここでは、個別事例を収集してこれらを総合するしかなく、19世紀後半に建設された幾つかの沼沢コロニーをとりあげ、それらの実態を明らかにしよう。

#### 1) フェーネモア Vehne Moor<sup>(22)</sup>

19世紀前半の政府はあまり運河建設に積極的でなかったとはいえ、1840年代から運河建設をコロニー創設との関連でとらえていたことは、次の事例から容易に認識できる。すなわち、1843年に運河建設推進者で、ブレーケ Brake につくられた水運委員会の代表でもあった地方官アマン J. G. Amann がエムス川支流のフェーネ川とフンテ川との運河による結合を提唱した。翌年、政府はフェーネ川流域のツヴィッシェンアーン区庁 Amt Zwischenahn に対してコロニー創設の具体的計画を作成するように求め、区庁は有力候補地としてエーデヴェヒト教区のフェーネ湿原を挙げ、「最近、航行委員会によって提起された航行可能な運河の建設によってフンテ川と沼沢コロニーとの結合が可能となる」という見通しを伝えた。これにしたがって、フェーネ湿原のコロニー建設予定地とイエデロー村とを結ぶ道路、橋の建設が開始され、1846年には上述の募金による運河建設の予備調査、測量が実施された。そして翌48年には一人あたり20ユック（10ha強）の土地についての入植者募集が正式におこなわれた。入植者の条件として、「勤勉で有能だという世間の定評がある住民、あるいはそれを証明できる者だけが、入植者として認められる。さらに入植者には、一定の資産が最初に建築される住宅や開墾地の拡大と改良のために不可欠

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

表3 フェーネモーアのコロニー入植者

年	氏名	出自	住所	入植地面積
1849	J. König		Edewecht	20 J
1859	Diedrich	小屋住みの息子	Jeddeloh	14 J
1851	G. H. Riehl	入植民	Vehnemoor	5 J 110 R
1854	J. G. Brunssen	ホイアーマン	Jeddeloh	20 J
1854	J. W. Schröder			20 J
1854	G. Reil	農民の息子	Jeddeloh	20 J
1854	F. Hinrichs	ホイアーマン	Jeddeloh	20 J
1855	H. Janssen	ホイアーマン	Osterscheps	20 J
1859	J. D. Reil	農夫	Jeddeloh	16 J 128 R
1859	D. Gerdes	ホイアーマン	Edewecht	16 J 128 R
1859	G. D. Rippen	入植民	Jeddeloh	3 J
1860	H. Wübbenhorst	入植民	Jeddeloh	16 J 128 R
1860	O. H. Troje	ホイアーマン	Jeddeloh	
1860	J. Helmerichs	ホイアーマン	Jeddeloh	16 J 128 R
1860	G. Ripken	ホイアーマン	Jeddeloh	16 J 128 R
1860				16 J

注：J=ユック，R=平方ルーテ

資料 StaO Best. 70-7479, 7480.

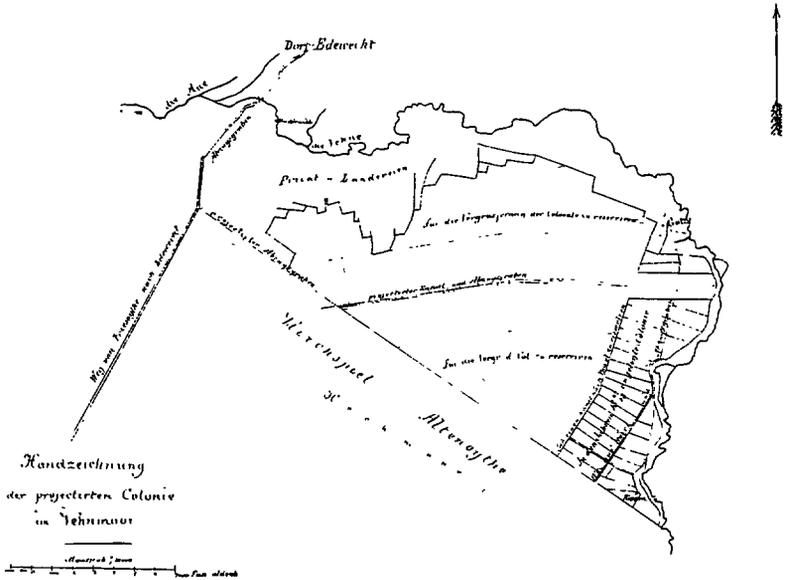
とされる」と定められた。この条件を満たして土地を獲得したのは、1849-60年に15人だった。表9に見られるように、ここでも入植者の大半は、共有地分割の際の土地分譲・入植と同様に、近隣に住む農村下層民であった。ただ、コロニーの一人あたり土地面積は、共有地分割の際の個別入植よりもかなり大きく20ユックを基準とした点だけが異なる。

図3は、フェーネ川沿いにつくられたコロニーの土地区画を示している。コロニーはエーデヴェヒト村の上流、図3の右下部分に建設され、各20ユックの面積の土地区画は細長い長方形に区分され、きわめて整然と配置されていた。

2) フリードリヒスフェーン Friedrichsfehn<sup>(23)</sup>

このコロニーにかんする記録は、入植の規定および条件を知るうえで重

図3 フェーネモーアのコロニー (Vehne Moor 1851年)



資料: StaO Best 70-7479

要な手がかりを提供してくれる。1898年3月の「コロニー・フリードリヒスフェーンの国有湿原における入植と開墾のための土地譲渡についての規定」は、次のように定めている。

いかなるコロナート（入植区画）も不可分の入植民経営をなし、譲渡後30年間は売却することができない。

§2. いかなるコロナートにも1899年10月1日までに1,000マルク以上の価値の住宅を、既存コロニー道路の中央から25m以内の距離に道路と平行に建築しなければならない。……

§3. 公益のために道路をひろげたり、新しい道路や水路を設ける場合には、コロニスト（入植民）はそれに必要な面積の土地を譲渡しなけ

ればならない。ただし、譲渡される土地面積にかかる賦課は免除される。……

§ 4. いかなるコロナートにも土地割り当て後最初の年度に幅 1 m, 深さ 80 cm の溝を掘り, 土地所有者はコロナートから 50 cm の幅の土地をそれに提供しなければならない。

この溝の中央がコロナートの境界をなす。……

§ 5. コロニストはコロナートからの排水のために官庁からなされる指示にしたがわなければならない。……以下省略

この規定でとくに重要であるのは、入植民の住宅建築義務であり、期限内に住宅を建築できない者は入植資格を剥奪された。

こうした規定にしたがって入植する入植者は、誰もが国家と契約書をと리카わした。その一例として入植者ヴィスマン Heinrich D. Wissmann の契約書は次のとおり記されている。

「コロニー・フリードリヒスフェーンの国有湿原に属し、ヴィルデンロー国有林の南に位置するコロナート No. 4 はエーヴェルステン村の農地に分割地 No. 244/1 として、面積 5 ha 92 a 53 平方メートルが登記され、政府の内務局によって公布された規定にしたがって 1898 年 3 月 30 日にオルデンブルク区庁によって定められた前掲の規定により、固定カノンと土地代金の納入とひきかえに取得者の所有地として譲渡される。

§ 1. 土地代金は 1 ha につき 150 マルク、総額 888.79 マルクであり、その支払い方法は以下のとおりとする。

a) 1/3 は 1898 年 9 月 1 日まで

b) 残額 592.52 マルクは 3 カ年の分割払い、年利 3.5%……

§ 2. 土地代金のほか、取得者は 10 年間カノンを免除された後、1908 年の聖マルティヌス祭からコロナート 1 ha につき年間 3 マルクのカノ

ンを納める。このカノンは納入義務者が償却を要求した場合、30倍の金額で償却することができる。

§ 4. いかなる土地取得者も売り主に対してそのコロナートにおける第一位の抵当権を認めなければならない。……以下省略」

こうした契約はどのコロニーでも基本的に同じ形式で結ばれ、コロナートの面積や地価が入植者ごとに異なるだけだった。図4はフリードリヒスフェーンの土地区画図であり、各区画内に所有者名と区画面積が記入されている。ここから、コロニーの土地区画がかなり整然としたものだったことが認められよう。19世紀末の32人の入植者名簿によれば、いずれのコロナートもその面積は例外なく5-6 haと記載されているが、入植者の実際の保有地面積は、図4に見られるように、10 ha程度に達することもまれではなかった。これは、一人の入植者が2コロナートを取得したことを意味し、共有地分割の際に見られた入植よりも、1経営あたりの土地面積は大きかったとみなされる。

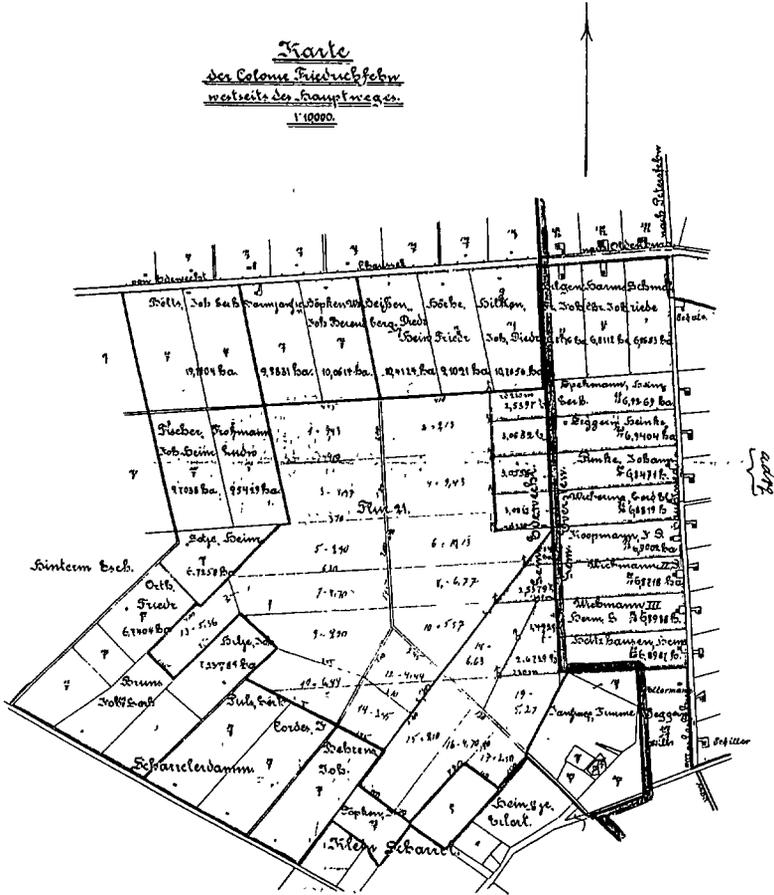
3) イェデロー・ツヴァイ Jeddelloh II<sup>(24)</sup>

1899年の記録によれば、フンテ・エムス運河沿いのエーデヴェヒト教区のイェデロー村の近くの湿原に新コロニーとしてイェデローIIが建設されることになり、入植者募集に際して次のような条件が定められた。

- (1) コロニストはコロナートを所有地として割り当てられる。
- (2) コロニストはコロナートの購入金を支払わなければならないが、これは30倍の金額で償却しうる。
- (3) コロニストは、最初の10年間カノンと土地および建物税を免除される。
- (4) 最初の3年間以内に、コロニストは割り当てられた土地に住宅を

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

図4 フリードリヒスフェーンの土地区画 (19世紀末)



資料 StaO Best 136-16479.

建築しなければならない。

(5) 最初の2年間コロニストの申請により、彼のコロナートの開墾促進のために「農地開発基金」Landeskulturfondsの行政当局から人工肥料が支給される。

(6) コロニー全体および道路の建設と維持にかんしては、他の土地割り当てと売却の場合と同様な条件が適用される。

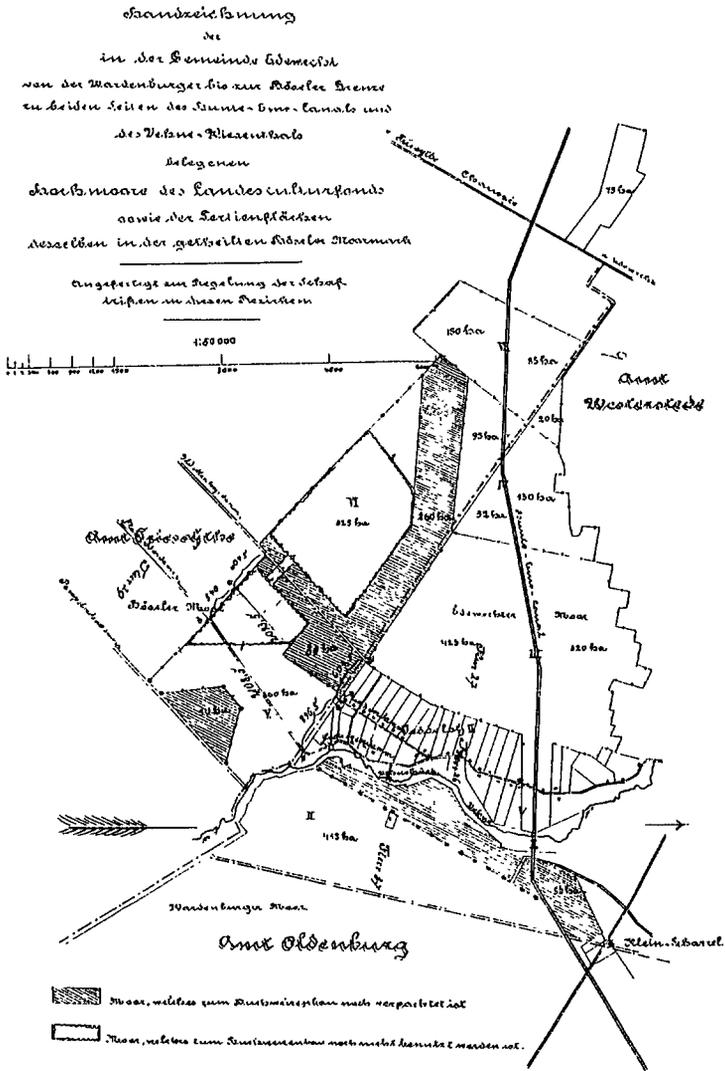
ここに示された条件は、先のフリードリヒスフェーンと基本的に共通している。図5はイエデローIIとその周辺の見取り図であり、フンテ・エムス運河からさらに副運河が掘られ、この副運河に沿って多数の細長いコロナートが創出されたことを確認しうるだろう。

## 5. 湿原コロニーの建設

運河は沼沢コロニーの建設を可能としたが、多大な運河建設それ自体に費用がかかっただけでなく、運河から遠い距離にある湿原では沼沢コロニーの建設は不可能であった。そこで採用された新たな開発方式が、湿原コロニー建設である。すでに述べたように、湿原コロニーはプロイセン領オストフリースラントでは1860年代末には沼沢コロニーをしのぐほど多数建設されていた。1871年のドイツ統一後、1876年に西北ドイツの湿原コロニーの開発を促進するためにブレーメンに「湿原試験場」Moor-Versuchs-Stationが創立された。その設立趣意書によれば、「西北ドイツに固有の土地種である湿原とハイデに試験場を創立する考えは、1874年にブレーメンの農業化学の学会でロッペ・ターラント教授 Prof. Robbe-Tharandt によって提唱された。この案はブレーメン自然科学協会と湿原焼き畑に反対する西北ドイツ協会に歓迎され、後者のビーレフェルトでの1875年度大会で熱烈に支持された。この協会によってハノーファー州と

19 世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

図5 イエデロー II 周辺の土地区画図



資料: StaO Best 136-16611

オルデンブルク大公国の大きな農業協会にそうした研究所の創立を促す交渉は成功しなかったが、農業大臣フリーデンタール Dr. Friedenthal への提案は効を奏した。大臣は同年エムス湿原と隣接するオランダのベーン・コロニーを視察して、合理的湿原開発の恵み豊かな成果を個人的に確信し、1876年4月多数の専門家による委員会を招集し、これには当該農業協会の代表とともに、試験場長、プロイセンの管轄行政官庁の官吏およびオルデンブルク政府の代表（政府上級参事官リューダー Ruder）も加わ<sup>(25)</sup>った。」

「湿原焼き畑に反対する西北ドイツ協会」は、湿原における蕎麦栽培を目的とした焼き畑によって発生する煙害を防止をしようとする市民組織であり、この団体を推進力としてブレーメンに設立された湿原試験場は、5人の委員からなる「中央湿原委員会」Central-Moor-Kommission によって運営され、そのうち4人はプロイセン農業大臣によって任命され、他の1人はブレーメンの代表によって構成されたが、1879年には8人に拡大され、プロイセンの農業省の高級官吏3人のほか、オスナブリュック、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、メクレンブルクの地方代表も加わ<sup>(26)</sup>った。

ブレーメンに設立された湿原試験場は、運河建設によらない方法で湿原の排水と土壤改良を精力的に進めようとした。再び湿原試験場の設立趣意書を引用すれば、「この研究機関の活動の重点は、まず湿原土壤の農業開発の促進に求められるだろう。とりわけ重要であるのは、さまざまな種類の湿原土壤の化学的、物理的属性和と植生にたいするその関係とを正確に研究することである。たしかに湿原土壤の化学的組成と物理的属性にかんしてはすでに価値ある先行研究があるが、相異なる種類の湿原の正確な特徴把握はまだ決して十分ではなく、その農業および技術的利用については示唆以上のものは提供していない。

……中略……

湿原土壌の特徴をなすのは高濃度の窒素含有であり、それとともに比較的高濃度のリン酸が含まれることもまれではない。しかし、これら二つの要素は植物に非常にゆっくりとしか吸収されないような結合の仕方をしてい。また他の湿原土壌種類は植物成長に有害な硫酸鉄を含んでいる。湿原試験場の任務は、前者の植物栄養素の豊富さを農耕に利用し、後者の欠陥を無害化する手段と方法を見つけることにあるだろう。」<sup>(27)</sup>

このように試験場の主たる任務は、主として農業化学的方法による土壌改良に求められ、試験場は人工肥料を用いて湿原を農地に転換しようと試みた。だが、当初オルデンブルク政府はこの委員会には参加せず、1896年になってはじめて参加した。<sup>(28)</sup> 当初の消極的態度の理由は公式には明らかにされていないが、政府上級参事官グランベルク Oberregierungsrat O. Gramberg は、プロイセンが主導権をもつブレーメン湿原試験場の土壌改良方式を模倣することは、次のような理由でオルデンブルクでは困難であるとみなしていた。<sup>(29)</sup>

- a) プロイセン方式はきわめて多大な投資を必要とし、10haのコロナートに11,000マルクもかかる。
- b) こうした投資は資本家に限られ、零細な入植民には不可能である。
- c) 今まで創設されたのは定期借地農のみであり、コロニストが土地所有者として成功するかどうかはまだ未知数である。
- d) 高層湿原農業は天候の変化、とくに霜に弱いので、慎重な態度が要求される。
- e) 泥炭採掘と農業との結合による労働力の有効利用ができない。

以上のような理由で、オルデンブルクでは運河建設によるオランダ方式を優先させるべきであると、グランベルクは主張した。ブレーメン湿原試験場が創立された1870年代のオルデンブルクは、まだフンテ・エムス運河の建設途上にあり、オストフリースラントの開発で先行していたプロイ

センと歩調を併せて湿原コロニー開発を推進するほどの余裕はなかったといっってよい。

だが、オルデンブルクで湿原コロニーがまったく建設されなかったわけではなく、グランベルクによれば、すでに1821年にノイ・シャルルに37人のコロニストによる湿原コロニーが建設されており、1849年にペーターフェーンとメンツハウゼンにそれぞれ20人のコロニー、1850年にクロスターモーア、1874年にはペーターズドルフが建設された。このうち、ペーターズドルフ<sup>(30)</sup>をとりあげてその実情を見てみよう。

ペーターズドルフ Petersdorf は、すでにとりあげた沼沢コロニー・フェーネモーアの南側に隣接する湿原に作られた湿原コロニーであり、その土地区画は、図6に見ることができる。ここでも区画は水路または道路に沿って、きわめて整然とした形で並んでいる。1876年8月にフリーゾイテ区庁から政府の内務局に提出された報告書によれば、プフェアデシュロート村の近くにコロニーの建設が予定され、1874年に入植者の募集がおこなわれ、45人がそれぞれ6-7haのコロナートを取得したが、1876年11月を住宅建築期限としたにもかかわらず、76年8月になっても誰も定住していなかった。そこで区庁は入植民一人一人について定住がおくれている理由を調査した。ここから入植民の経済事情の一端をうかがい知ることができるので、その一部を紹介しよう。

#### コロナート No.1 Johanna Bernd Print

住宅は完成しており、かなり多くの土地を開墾した。まだコロナートに居住するにはいたってないが、未婚であるため、さしあたって兄弟とともにコロナートを得るつもりである。

#### コロナート No.5 Bernd Runden

住宅はまだ完成しておらず、住んでもいない。彼のいうところによれば、この2年間コロナートで勤勉に働いたが、屋根わらがないため、

家を最良の材料でつくることができず、11月19日まで建築猶予の延長を望んでいる。

コロナート No. 10 Johann Heinrich Reinken

家はまだ完全にはできあがっていないが、すでにコロナート全部を開墾しおわった。入植者ラインケンによれば、困窮状態にあるため、家を完成できないのだという。彼は妻と2-15歳の子どもを7人もっており、11月までなお若干の建築猶予を望んでいる。

コロナート No. 25 Bernd Heinrich Adam

家はまだできておらず、屋根の一部がおおわれていない。アダムによれば、彼は2年前からコロナートをもち、妻と2-9歳の幼い子ども5人を養い、家族でただ一人の働き手であるため、家の建築を完成にいたらず、11月まで完成を猶予してほしいと望んでいる。

コロナート No. 28 Johann Heinrich Meinerling

家はできたが、土地はほとんど開墾されておらず、入植者マイナーリングはコロナートに住んでおらず、羊を放牧しているだけである。彼は未婚である。

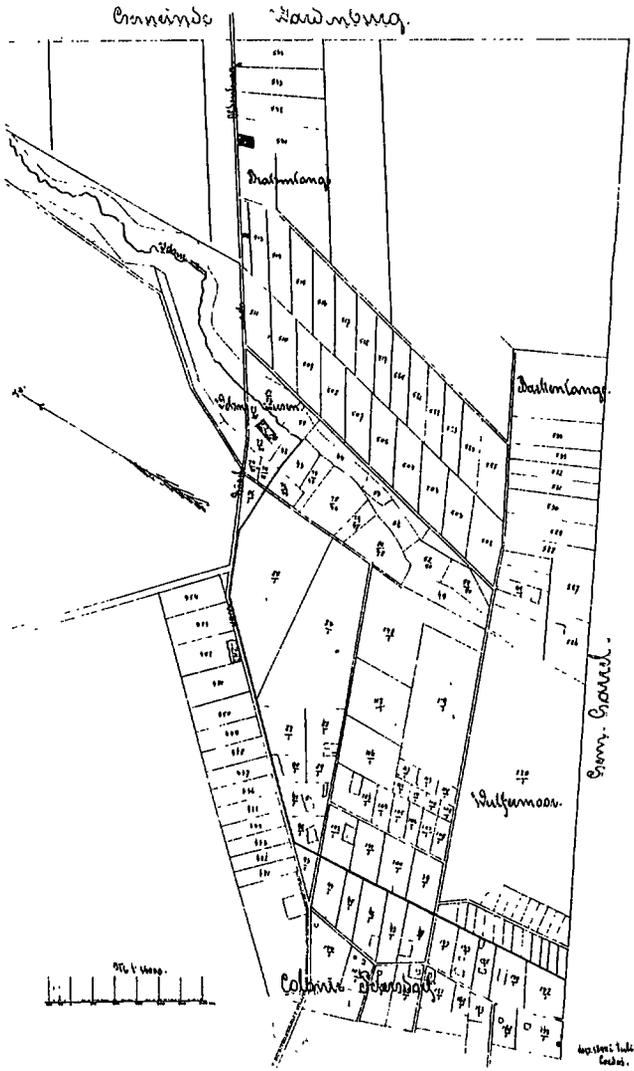
コロナート No. 32 Gerd Heinrich Decken

家はできあがっていないものの、それ以外の点では良好である。入植者デッケンは少し開墾をおこない、今年6シェッフエルのライ麦を播種した。デッケンによれば、2年前からコロナートに住んでいるが、家の完成にはいたらず、11月まで最後の猶予を望んでいる。

コロナート No. 41 Gerd Heinrich Schöning

家は完成したが、開墾はほとんどおこなわれていない。入植者シェーニングはコロナートに住んでおらず、兄の家に住んでいる。彼は未婚であり、たちいった調査によれば、コロナートを経営し維持することができないという。

図6 コロニー・ペータースドルフの土地区画図



資料: StaO Best. 136-16608

これらの調査から、コロニーの土地取得者の定住は、理由はさまざまであれ、容易ではなかったことを知ることができる。未婚者の場合には、土地を取得しそこに家を建てても、単身で住むにはいたらず、肉親のもとにとどまっていたようにみえる。世帯もちの入植者の場合には、コロニーで実際に開墾をおこなっていたが、貧しさゆえに十分な建築資金を捻出できず、まだ建築途上の家に入居して、生活せざるをえなかった様子をうかがい知ることができる。

このように初期の湿原コロニーは経済的に困難な状況にあったと考えられるが、プレーメン湿原試験場による人工肥料導入の試みは、しだいに成果をあげるにいたった。1890年代の農業協会エトケンの報告によれば、オルデンブルク高燥地の開拓企業家ベルグート・オーホルトは湿原では幅10 mの農地を深さ60-70 cmの排水溝で区切り、ハイデではその表土を鋤返し、石灰をほどこし、1 haあたり10 ツェントナーのトーマス燐肥、25 ツェントナーのカリ肥料カイニート、6-8 ツェントナーのチリ硝石を施肥した。また、最初の耕作にはクローバー、エンドウなど豆科作物を栽培し、その際 ha あたり 50-100 ツェントナーの粘土を客土として利用した<sup>(31)</sup>という。こうした土壤改良は、上述のグランベルクの主張どおり、かなりの投資を必要としたため、零細なコロニスト経営には困難であったろう。

だが、1909年のヴェスターシュテデー地区の湿原コロニー・ウィルデンロースモーアからの報告では、土壤改良のための排水管が設置され、一部の土地に人工肥料として1 haあたり石灰150 ツェントナー、トーマス燐肥24 ツェントナー、カイニート24 ツェントナーのほか、チリ硝石もほどこされた<sup>(32)</sup>。この過程で、新設コロニー・ウィルデンロースモーアには近隣の既設コロニーから多数のコロニストの応募があり、図7の右下に見えるコロニー・ペータースフェーンの南側に位置する湿原に、着実に農地開発が進行していった。その結果は、図8を参照されたい。

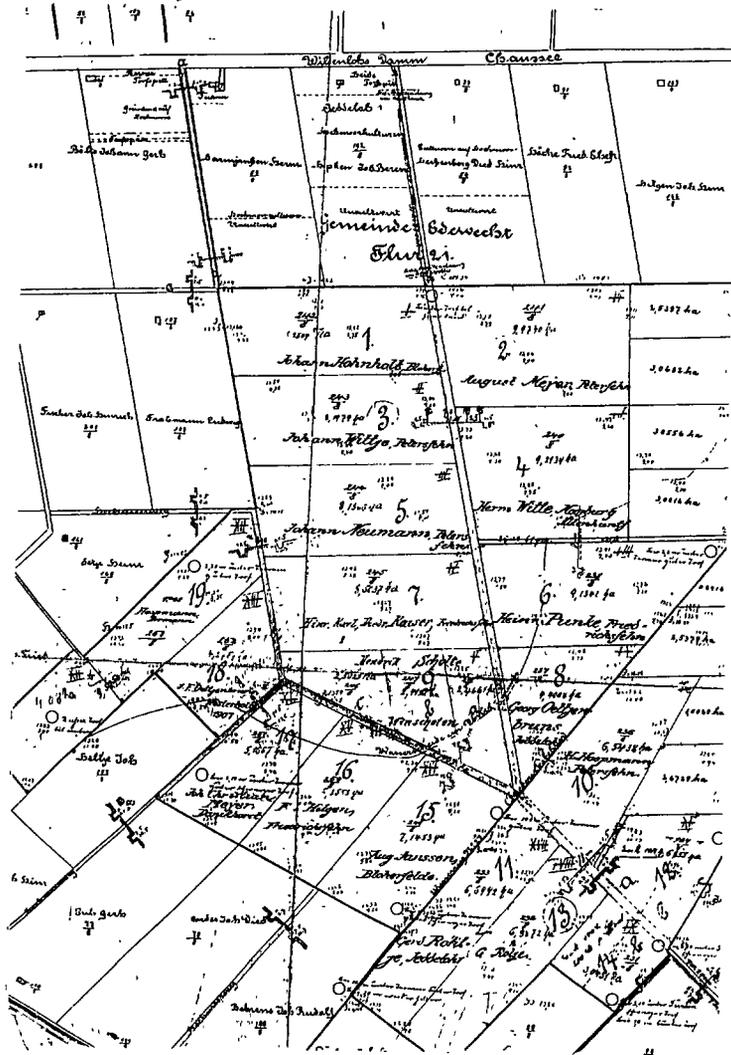
図7 1835-50年のヴィルデンロースモーア



注. 図の右下部分に見える規則正しい区画は、すでに開拓されていたコロニー・ベータースフェーンであり、この南隣にコロニー・ウィルデンロースモーアがつくられた。  
資料 StaO Best 136-16584.

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

図8 ヴィルデンローズモアの土地区画図



資料 StaO Best. 136-23438

## 6. コロニー建設の成果

1873年には政府は「マルク法」Markgestz<sup>(33)</sup>を公布し、残存する共有地ないしマルクの取り扱いをあらたに定めた。その第二部「国家の持ち分とその利用」の第7条§1で「土地割り当てに際しては、マルク用益権のない小農経営およびマルク用益権を有する小農経営が、適切な経営によって、また現在の地域的事情に応じて、家族を扶養しうる規模に拡大されるよう配慮する。土地を持たない者も、同様な規模の入植農地を割り当てられる。」と、これまでになく明確な独立小農経営の創設の方針が示された。さらに重要だったのは、第7条§2における「マルク持ち分から国家に入るあらゆる収入は、既存のコロナートおよび創設されるべきコロナート（入植農、開拓農）の経済的発展の促進のために使用され、そうした必要がない場合には、入植の促進と一般的農業土地改良の目的に使用される。」という規定である。共有地またはマルクの国有部分の分譲売却によって得られた収入は、これによりすべて農地開発のために用いられることになった。これにもとづき、「マルク基金」Markenfondsが設立され、さらに1882年にこの「マルク基金」は「農地開発基金」Landeskulturfondsに再編され、国家によるコロニー建設に際して必要とされる公道、橋梁、水路などの建設資金に充当された。したがって、1870年代には農地開発の重点は共有地・マルク分割からコロニー建設へと移行していったといつてよい。

この間にコロニーとその人口も著しく増加した。すでに表1で確認したように、1848年に既存コロニーは14を数えたが、『オルデンブルク地名年鑑』によれば、表4および表5に見られるように、1875年には27、1905年には31に増加した。ただし、これらの表はかならずしも正確では

なく、1848年に「コロニー」と見なされていた集落14のうち13は、1875年にはもはや「コロニー」には分類されていない。ここから、コロニーは成熟するにつれて一般集落と同一視されていったことがわかる。1875-1905年にはコロニー数はあまり増えておらず、むしろ既設コロニーへの入植による世帯と人口の増加が顕著であり、世帯数は86%、人口は100%増加を示している。

次に、コロニー入植者の土地保有規模については全般的な統計資料は存在しないが、一部のコロニーについて1911年の調査資料がある。それによれば、表6のように、多くのコロニーで農業経営の土地面積は10ha程度であり、20世紀初期になってもいぜんとして小規模経営が支配的であり、フンテ・エムス運河建設の際に標準面積とされた10haの水準にとどまっている。

コロニーの建設の具体的成果をうかがい知る手がかりとして、1878年3月に運河工事担当官シャハトが政府の内務局に提出したフリーゾイテ地区 Amt Friesoythe についての報告書があり、これを引用することによって、<sup>(34)</sup>成果の一端を見てみよう。

#### 1) 運河建設

「諸運河のなかで、第一に注目すべきは着工されたばかりのフンテ・エムス運河である。それはフリーゾイテ地区においてラムスローとハルケンブリュッケとの間の湿原をとおり、ザークター・エムス川およびバルセラー・ティーフ川と同じ方向に向かい、カンペで東に方向転換し、次いでアルテノイテとエーデヴェヒトの間の最も広大な未墾湿原を貫通する。この運河はオスターハウゼンとカンペの間の16kmの区間が航行可能であり、幅9m、水深1.5-1.8mである。

フリーゾイテ運河はフリーゾイテ市とフンテ・エムス運河とをカンペで結びつける。それは全長10km、幅7m、水深1.5-1.8mである。」

表4 1875年のコロニー

行政区	コロニー	住宅戸数	世帯数	住民数
Oldenburg	Friedrichsfehn	24	25	131
	Petersfehn	124	142	629
	Ipweger Moor	21	28	122
Delmenhorst	Annenheide	25	28	143
	Annenriede	17	18	85
Westerstede	Hoheliet	21	26	115
	Ihorstermoor	18	22	96
	Klauhoernermoor	7	9	38
	Jeddeloher-Wiesen	17	18	98
Friesoythe	Neulohe	7	8	44
	Commendemoor	50	57	110
	Am Pferdeschloot	35	35	152
	Elisabethfehn	4	5	20
	Am Westcanal	22	24	114
Varel	Neuwangeroge	25	36	121
	Gruenenkampsfeld	28	34	153
	Neuenwege	25	30	136
	Tangerfeld & Garbstederfeld	14	14	66
Wildeshausen	Grienmoor	7	7	21
	Steinloge	33	33	146
Vechta	Grüne Moor	7	7	29
Cloppenburg	Petersfeld	12	12	71
	Gartherfeld	5	4	21
	Beim Baumweg	5	5	19
	Bischofsbrücke	17	16	62
Loeningen	Norwegen	9	9	28
	Lienerloh	8	4	15
	計	587	656	2785

資料：Ortschaftsverzeichniss des Grossherzogtums Oldenburg, hrsg. v. Grossherzoglichen Statistischen Bureau, Oldenburg 1876.

19世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

表5 1905年のコロニー

行政地区	コロニー	住宅戸数	世帯数	住民数
Oldenburg	Petersfehn I	79	86	442
	Petersfehn II	69	79	418
	Ipweger-Moor	27	31	136
	Süd-Moslesfehn	55	60	314
Westerstede	Hohenliet	22	23	114
	Ihorstermoor	18	18	95
	Klauhoernermoor	11	11	58
	Jeddeloher-Wiesen	15	15	85
Varel	Neuenwege	35	42	190
	Rosenberg	48	51	253
	Schwazeberg	6	6	26
	Neudorf	51	55	272
	Bockhornerfeld	21	26	121
	Augusthausen	24	27	114
	Roemmelmoor	78	99	381
Vechta	Gruene Moor	7	7	26
Cloppenburg	Petersfeld	11	10	56
	Beverbruch	49	49	285
	Nikolausdorf	30	49	153
	Gartherfeld	5	5	18
	Hinterm Baumweg	7	7	30
	Bischofsbruecke	18	18	72
	Augustfeld	45	45	236
	Norwegen	8	8	42
Lienerloh	5	5	23	
Friesoythe	Elisabethfehn (Barssel)	86	86	413
	Idafehn (Strücklingen)	50	56	215
	Elisabethfehn (Strücklingen)	70	80	335
	Neulohe	7	7	33
	Idafehn (Utende)	106	110	455
	Idafehn (Bokelsch)	40	49	240
	計	1103	1220	5651

資料：Ortschaftsverzeichnis des Grossherzogtums Oldenburg, hrsg. v. Statistischen Amt für das Grossherzogtum Oldenburg, Oldenburg 1906.

表6 1911年のコロニーの状況

コ ロ ニ ー	既存コロ ナート数	追加予定コ ロナート数	面 積 (ha)	haあたり地 代(Mark)	免税期間 (年)
Hespernbush	16	3	10-12	12-22	8-10
(そのうち労働者コロナート)	3	3	1.5-2	20-24	10
Huntlosen	10	4	5-6	26-31	6
Ahlhorn	10	10	10	32-40	10
Lethe	11	11	5-10	40	5-10
Asterfeld	18	2	4-10	15-36	5-10
Wildenlohsfehn	70	10	10-12	20-30	8-10
Elisabethfehn	106	14	6-8	20-30	10
Edewechterfehn	150	150	8-12	20-36	10
Kellenhohe	36	13	10-12.5	22-26	10
Ellerbrok	20	20	8-12	28-34	8-10
(そのうち労働者コロナート)	1	1	2	36	10
Charlottendorf	45	3	5-12	15-25	8
Nikolausdorf	100	10	6-15	16-20	10
Augustfehn	160	8	5-8	6	10

資料: StaO Best. 136-16374.

## 2) 農地開発

「湿原への入植は1855年の運河建設とほぼ同時に始まった。湿原での焼き畑は1734年頃に蕎麦栽培と同時に始まった。古いコロニーは航行可能な水路に接し、とくにザーターラントでは泥炭取引を活発におこない、エムス川を下ってレーア市、オストフリースラントに泥炭を売るとともに、湿原を牧羊地としてのみ利用していた。これらの入植者は他地域への航行の際に沼沢コロニーの開発を見ており、その導入には何の障害もなかったのに、開発の必要性をあまり感じることなく、泥炭採掘、牧羊および養蜂で暮らしを立てていた。だが1855年以来、泥炭採掘はしだいに沼沢コロニーの新入植民の手に移っていき、最古の定住地から消えていった。

国庫には未分割湿原の1/3が属した。

マルクハウゼンの近くのエラーブローク農場を除いて、当地区に大きな

私有地はなく、学問的教養をもつ農業経営者もいない。農民の土地所有は焼き畑の拡大とともに非常に不利な分散化傾向を示し、最近になっても耕地整理がおこなわれていないために、分割地が長い地条をなしている。そのため、耕地図では1,124ルーテ（1ルーテ＝3メートル）もの長さの分割地が見られ、湿原がまだ開墾されていないところでは、境界があっても図面の上だけに限られる。運河沿いの沼沢コロニーの繁栄はすばらしく、オランダのドレンテ州よりも良好でさえある。他の定住地はすこし裕福で、これらの村々の堅実な農民はすべて前向きであり、しかもそうした農民が過半を占めている。1870年のカリ肥料の導入以来、蕎麦栽培は倍増し、収穫も著しく増えた。」

### 3) 泥炭採掘

「普及している泥炭はほとんどもっぱら切り出し固形泥炭であるが、政府は運河が建設される湿原でホッジ式泥炭船による液状泥炭をつくらせている。後者の場合には、価値の少ない泥炭層も売るので、湿原上層にある価値の少ない泥炭層を下層にある良質の層とともに大きな掘削機で切り出し、昇降機で引き上げ、汲み上げた水で液状にする。……泥炭液は運河の兩岸の平坦な土地に堆積され、乾燥すると切断される。」

「切り出し泥炭はオストフリースラント方式で加工され、5人1組で、1日に60立法メートルを加工する。一部の地域では泥炭から鍛冶用燃料がつけられ、100ツェントナーの泥炭から30-40ツェントナーの燃料炭が得られる。家庭用燃料としてフリーゾイテ地区では年間50-60万ツェントナーの泥炭がエムス地域に送られ、オストフリースラント、アウグストフェーン製鉄所や鉄道駅へも輸出される。オルデンブルクの鉄道では泥炭がもっぱら燃料として利用される。

生産にみあう販売がおこなわれる場合には、運河の切り出し泥炭は、すべての労働費用を生産費用のなかに入れて計算すると、経営資本の25%

以上をまかなう。したがって、運河沿いの勤勉なコロニストはすぐに裕福になる。……フンテ・エムス運河沿いの未亡人ルンダーマンは1870年に最初のコロナートを買ったが、当初彼女は経営資本をもたず、6人の未成年の子どもをかかえていた。ところが今や彼女はどの子にもコロナートを買い与えている。そうした例はいくつも挙げるができる。国庫はフンテ・エムス・運河のコロナートを次のような条件で売却した。

コロニストは自費で側溝をつくらなければならない、さらに副運河の費用とかなりのカノンを支払わなければならない。5-6haのコロナートは今年2,500-2,800マルクで売られたが、かつてまだ運河が考えられていなかった時期には、1haの湿原は20-30マルクで買えたのに、今や1haあたり50-100マルクにも上昇した。なお、自治体税はコロニストの入植後ただちに納めなければならないが、国税は10年たって納めればよいことになっている。」

こうしてコロニー建設は、運河建設、農地開発および泥炭採掘という3点で少なからぬ成果をあげたのだった。この報告では触れられていないが、もう一つ忘れてならないのは運河とコロニーの建設にともなう植林である。1878年にフンテ・エムス運河沿いの集落カンペ付近のハルケンブリュッゲ湿原を視察した政府建設監督官シャハトと森林官ヤリッツの報告によれば、フンテ・エムス運河の西南岸には縦45m、横450m、面積約20haのハイデがあり、ところどころに散在する砂丘を除いて、大半の土地は深さ10cm-1mの湿原でおおわれ、その下層は砂土であった。彼らの判断ではこの土地にはアカマツの植林が可能であり、そのためにはまず3-6年間蕎麦を栽培したうえで、蕎麦の収入を植林費用にあて、林地に転換をはかるべきであった。このほかにも広大な面積の湿原（Pulermoor）があったが、ここでは焼き畑がおこなわれたうえに、牧羊によって草地の再生が妨げられたために、表土は乾燥してしまい、風が吹くと砂嵐のような状態

になり、植林は困難であり、羊の放牧を 6-10 年間禁止して草地の再生を待たなければならなかった。このような報告にもとづいて、政府は上記のハイデにおける蕎麦栽培可能な土地について 7 人と 6 年間の借地契約を結んだ。その後の経過については記録が残されていないが、オルデンブルクでは国土面積における森林の割合は 1861 年の 6.1% から 1910 年 9% へと増加しており、これは疑いもなく 19 世紀後半の湿原開発の成果であり、運河とコロニーの建設がもたらした副産物であったといつてよい。

- (1) 拙稿「オルデンブルクの共有地分割と農地開発」、一橋大学社会科学古典資料センター Study Series, No. 39, 1998 年。他に関連論文として、次の拙稿も参照、「19 世紀オルデンブルクの農地開発による人口成長と農業集落の拡大」、『土地制度史学』162 号, 1999 年。
- (2) 前掲拙稿「オルデンブルクの共有地分割と農地開発」、4 ページ。
- (3) Niedersächsisches Staatsarchiv Oldenburg (以下 StaO と略記) Best. 136-16371.
- (4) StaO Best. 70-7356.
- (5) オランダのフロニンゲン地方の湿原開発については、Alfred Hugenberg, Innere Colonisation im Nordwesten Deutschlands, Straßburg 1891, S. 359 ff. H. K. Keuning, Die Erschließung der Hochmoorgebiete in den östlichen Niederlanden und ihre Auswirkungen, in : Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte, Bd. 45, 1973.
- (6) Hugenberg, a. a. O., S. 98 ff.
- (7) Ebd. S. 172.
- (8) Bericht der von der Königl. Staats-Regierung berufenen Coommission zur Berathung der Zustände in den Moorkolonien Ostfrieslands, Aurich 1871. Staatsarchiv Oldenburg 201-79.
- (9) 「屋敷延長権」とは農民の屋敷の後背地に属するハイデや湿原に対する農民の土地利用権のことである。これについては、前掲拙稿「オルデンブルクの共有地分割と農地開発」25 ページ参照。

- (10) Hugenberg, a. a. O., S. 217. このほかに, オストフリースラントにおけるコロニー建設については次を参照. Herrmann Korte, Die Entwicklung der ostfriesischen Moorkultur mit besonderer Berücksichtigung der landwirtschaftlichen Verhältnisse, Aurich 1929. Jürgen Bünstorf, Die ostfriesische Fehnsiedlung als regionaler Siedlungsform-Typus und Träger sozial-funktionaler Berufstradition, Aurich 1966.
- (11) オスナブリュック地域のエムス川流域のコロニー建設については, E. Marchard, Ueber die Kanalisierung der Hochmöre im mittleren Emsgebiete, Osnabruck 1871. Bauer Heinrich Blanke, Emsländische Moorkolonien im Kreise Meppen, 1938, Nachdruck Rütenbrock 1983. Heinz-Günther Borck, Die Besiedlung und Kultivierung der Emslandmoore bis zur Gründung der Emsland GmbH, in: Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte, Bd. 45, 1973. Ernst Giese, Siedlungsausbau und soziale Segregation der Bevölkerung in ländlichen Siedlungen der Geest Nordwestdeutschlands, in: K. -F. Schreiber und P. Weber (Hrsg.), Mensch und Erde, Festschrift für Wilhelm Müller-Wille zum 20. Okt. 1976, Münster 1976, S. 113 ff. Hans-Jürgen Nitz, Moorkolonien im 18. und 19. Jahrhundert westlich der Weser, in: Schreiber und Weber (Hrsg.), Mensch und Erde, a. a. O., S. 159 ff.
- (12) オルデンブルクのコロニーの形態については, Richard Gerhard Bremer, Die ländlichen Siedlungstypen des Großherzogtums Oldenburg, Dresden 1923.
- (13) Hans-Diedrich Ovie, Die Besiedlung der Oldenburgischen Moore, Oldenburg 1932, S. 20 ff.
- (14) Protokoll der 14. Sitzung der Central-Moor-Commission, 24. und 25. März 1881, Berlin 1881, S. 123.
- (15) Franz Böcker, Die innere Colonisation im Herzogtum Oldenburg, Oldenburg 1913, S. 33.
- (16) Ulrike Isensee, Der Küstenkanal, Oldenburg 1979, S. 6.
- (17) Ulsura Böckmann, Die sozial-und wirtschaftliche Entwicklung und Bedeutung der Heide-und Moorbesiedlung im Oldenburger Münsterland

19 世紀オルデンブルクにおけるコロニー建設

- seit der Markenteilung, Diss. Bonn 1956, S. 36 ff.
- (18) StaO Best. 136-23453.
- (19) オルデンブルクの交通路の発達については, Klaus Lampe, Wirtschaft und Verkehr im Landesteil Oldenburg von 1800 bis 1945, in : Geschichte des Landes Oldenburg, S. 661 ff.
- (20) Bekanntmachung des Staatsministeriums, betreffend die Regulative für Einweisungen von Cultur-und Anbauplacken sowie von Torf- und Buchweizenmöören vom 2. März 1859, in : Gesetzblatt für das Herzogtum Oldenburg, 17. Bd.
- (21) オルデンブルクのコロニー建設の研究はあまり多くはないが, 最も包括的といえるのは, Böckmann, a. a. O. (1956年) であり, ほかに Ovie, a. a. O. (1932年) と Böcker, a. a. O. (1913年) が挙げられるが, Böckmann 以来 40 年間もコロニー建設についての本格的研究はおこなわれていないといってよい.
- (22) StaO Best. 70-7479, 7480.
- (23) StaO Best. 136-16479.
- (24) StaO Best. 136-16611.
- (25) Die Thätigkeit der Central-Moor-Kommission nach den amtlichen Protokollen über ihre 1. bis 11. Sitzung in den Jahren 1876-79, Berlin 1882, S. 1.
- (26) Ebenda S. 2.
- (27) Ebenda.
- (28) Protokoll der 44. Sitzung der Central-Moor-Commission 11. bis 13. Dezember 1899, Berlin 1899, S. 40.
- (29) O. Gramberg, Ödeland und Landeskultur. Agrarpolitische Betrachtungen von der Geest des Herzogtums, Oldenburg 1903, S. 46.
- (30) StaO Best. 136-16608.
- (31) Fr. Oetken, Die Wirtschaftsbetriebe auf der Oldenburger Geest, in : Festschrift zur Feier des fünf und siebenzigjährigen Bestehens der Oldenburgischen Landwirtschafts-Gesellschaft, Berlin 1894, S. 225.
- (32) StaO Best. 136-23437.
- (33) Markgesetz für das Herzogthum Oldenburg vom 20. April 1873, in :

Gesetzblatt für das Herzogthum Oldenburg, 22. Bd.

(34) StaO Best. 136-16371.